

元林政利第70号
令和元年11月22日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会長 殿

林野庁林政部経営課長

林野庁林政部木材産業課長

林野庁林政部木材利用課長

農林水産分野における英国のEU離脱に関する相談窓口の設置について

英国のEU離脱（Brexit）による農林水産分野への影響が懸念されるところ、農林水産業従事者や食品関連産業関係者に対して、Brexit前に英国政府の対応状況に関する情報提供を行うほか、Brexit後に発生する問題への対応を行うため、個々の業者から相談を受け付ける窓口を設置し、当省ホームページに掲載します。

つきましては、別添（令和元年10月28日付け元国際第674号）について、貴団体傘下企業等に周知いただきますようお願い致します。

添付書類

令和元年10月28日付け元国際第674号「農林水産分野における英国のEU離脱に関する相談窓口の設置について」





元国際第 674 号
令和元年 10 月 28 日

林野庁長官殿

大臣官房総括審議官（国際）

農林水産分野における英国のEU離脱に関する相談窓口の設置について

英国のEU離脱（Brexit）による農林水産分野への影響が懸念されるところ、農林水産業従事者や食品関連産業関係者に対して、Brexit前に英国政府の対応状況に関する情報提供を行うほか、Brexit後に発生する問題への対応を行うため、個々の業者から相談を受け付ける窓口を設置し、別紙のとおり当省ホームページに掲載します。

つきましては、Brexitの影響が及ぶと想定される貴局庁関係団体、企業等に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（担当）大臣官房国際部国際地域課欧州班（03-3502-5929）



(別紙)

農林水産分野における英国のEU離脱 (Brexit) に関する相談窓口

取扱内容等

英国のEU離脱(Brexit)による農林水産分野への影響が懸念される
ところ、農林水産省に相談窓口を設置し、国内農林水産業従事者や国内外の食品関
連産業の皆様に対して、情報提供を行うほか、Brexit前後に発生する問題への
対応を行います。

相談を受けた場合、農林水産省は、JETRO等の関連機関の協力も得て、関連
情報を提供するとともに、対応方策を提示します。また、必要に応じて英国政
府に対して働き掛けを行います。

相談を希望される方は、メール、電話、ファックス又は郵送にて次の窓口に
御連絡ください。

窓口

農林水産省

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

大臣官房国際部 国際地域課 欧州班

電話：03-3502-5929

FAX：03-5511-8773

メール：nousui-Brexit@maff.go.jp

英国のEU離脱 (Brexit) のシナリオ

2019年10月31日の英EU間のEU離脱協定の交渉期限（離脱日）を控え、Brexitのシナリオは、次の3ケースが考えられます。

1. 離脱協定交渉期限（離脱日）を延期した場合
2. 円満に離脱した場合（離脱日：10/31）
（英EUが離脱協定に合意。移行期間を設定）
3. 合意なきEU離脱となった場合
（英EUが離脱協定に合意しないまま離脱。）

1 離脱協定交渉期限（離脱日）を延期した場合

英国は離脱協定交渉期限（離脱日）の延期（2020年1月31日まで）をEUに要請しています。

2 円満に離脱した場合

英国とEUが離脱協定案に合意する場合、英国とEUとの関係は2020年12月31日までの移行期間（その後1年又は2年の延長が可能）に入ります。

移行期間中は、EU法令及び日EU・EPAがそのまま英国に適用される見込みです。また、同移行期間後の取扱いは、英国内で、また日英間で移行期間中に議論し決定される見通しです。

⇒ 移行期間中の制度変更に関する問合せや、変更後の制度の下でトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

3 合意なきEU離脱となった場合

合意なき離脱（No deal）が行われる場合、英国は移行期間なく急遽EUから離脱するため、合意なき離脱日をもってEU法令及び日EU・EPAの適用がなくなります。

英国政府は合意なき離脱に対応するためのガイダンスを公表しています。同ガイダンスや関係各省、当省関係部局によれば、農林水産物に係る対応は次のとおりとなります。

3-1 日本から英国への輸出について

【関税について】

- ・ 英国の暫定的関税（別紙参照）が新たに適用されます（最長12か月間）。これにより、多くの農産品は無税となりますが、一部品目（牛肉、精米等）は関税割当が設けられ、枠内に限り無税となります。ただし、その申請時期、数量等の具体的な情報は現時点では示されていません。
(英国政府HP <https://www.gov.uk/government/publications/temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>)

⇒ 関税割当申請の手続等の情報入手が困難な場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 動植物検疫の水準、その他の輸入規制（畜産の施設認定、漁獲証明、放射性物質に係る規制）の内容など、EUの規則に基づき実施されてきた既存の措置は、原則変更されないとされています。ただし、申請書類や当局との連絡方法等、実務面の変更はあり得ます（詳細は現時点では示されていません）。

例・検疫手続の今後の見込み

動物関係：EUのシステムに代わり、英国独自の輸入通知システム（IPAFFS）を導入予定

植物関係：検疫証明書の提出先（英国動植物検疫庁）やPEACHへの登録は、現行の運用を維持

⇒ 英国による通関審査の遅延や、検疫手続の混乱等のトラブルが生じた場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

3-2 英国から日本への輸入について

【関税について】

- ・ 日EU・EPAに基づく税率は適用されなくなり、日EU・EPA発効前に適用されていた最恵国待遇税率に戻ります。詳細については、下記の税関HPを御参照下さい。
(税関HP <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement.htm>)

【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 動植物検疫の水準は変更されません。それ以外の措置については、日EU・EPAに基づく措置（例えばGI保護）及び行政取極め（例えば有機食品表示）は適用されなくなり、日EU・EPA発効前及び行政取極め前の措置に戻りますが、その後の対応は日英政府間で検討していくことになります。

⇒ 適用税率、輸入規制の変更等に関する問合せが必要な場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

3-3 EUから英国への輸出について

【関税について】

- ・ EUの域内取引ではなくなり、英国の暫定的関税が新たに適用されます。
(最長12か月間)

【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ EU産の動物検疫については、これまでと同じ方法で輸出できます。
日本からEUを経由して英国に輸出する場合は、日本から英国への直接輸出と同じ取扱いとなります。
- ・ EU産の植物検疫については、原則これまでと同じ方法で輸出できます。

⇒ 英国による通関手続の遅延等が生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

3-4 英国からEUへの輸入について

【関税について】

- ・ EUの域内取引ではなくなり、EUが第三国に適用しているのと同じ最恵国待遇税率が適用されます。

【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 英国産の動物検疫については、今後のEUの対応によるため、現時点では未定です。
- ・ 英国産の植物検疫については、EUが第三国に適用しているのと同じ輸入条件を満たす必要があります。

⇒ EUの適用税率、動植物検疫に関する問合せや、新たな制度によるトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

3-5 英国内での事業活動について

- ・ 英国内法に基づく許認可一般については、EU離脱法に基づき、既存のEU法制による運用と同様の運用が維持されます（但し、EU域内では有効ではありません）。
- ・ 食品表示については、英国産のものはEU産と表示できなくなります。
- ・ なお、有機食品表示、GIについては、英国が創設する新制度によるため、今後の動向に注視が必要です。

⇒ 諸制度の変更により、英国内での事業活動にトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

4 農林水産省の対応について

農林水産省では、国内農林水産業従事者や国内外の食品関連産業の皆様に対する情報発信のほか、Brexit前後に発生する問題へ対応する相談窓口を設置します。

相談を受けた場合、農林水産省で把握している情報の提供を行うとともに、JETRO等の関連機関とも連携して対応方策を提示します。また、必要に応じて英国政府に対して働き掛けを行います。

以下の内容は英国が公表している情報を基に記述しているものであり、詳細及び最新情報は、英国のHP等を確認されたい。

農林水産物 2018年輸出実績上位20品目について想定される関税
(英国暫定的関税)

(日本→英国)

順位	品目	(現行) 日EU・EPA関税	No-deal後 英国暫定的関税		EU・WTO関税
1	ソース混合調味料	無税 (即時撤廃)	無税		0.077€/l
2	アルコール飲料	無税 (即時撤廃)	無税 (ワインについては関税割当)		0~10.2%
3	醤油	無税 (即時撤廃)	無税		0.077€/l
4	牛肉	無税 (即時撤廃)	枠外	6.8~8.1%+74.6~160.5€/100kg	12.8%+176.8€/100kg
			枠内	無税	
5	清涼飲料水	無税 (即時撤廃)	無税		9.6%
6	観賞用魚	現行無税又は段階的に 8年目に撤廃	無税		無税
					7.5%
7	緑茶	無税 (即時撤廃)	無税		0%~3.2%
8	スープ プロス	無税 (即時撤廃)	無税		11.5%
9	レシチン等	無税 (即時撤廃)	無税		5.7%
10	味噌	無税 (即時撤廃)	無税		7.7%

順位	品目	(現行) 日EU・EPA関税	No-deal後 英国暫定的関税		EU・WTO関税
11	ラノリン	無税 現行無税	無税		0%
12	真珠(天然・養殖)	無税 現行無税	無税		0%
13	米	関税削減・撤廃等の対象外 (EU・WTO関税が適用)	精米	枠内:無税 枠外:145€/1000kg	枠内:無税 枠外:175€/1000kg
			玄米	無税	枠内:15% 枠外:65€/1000kg
14	メントール	無税 (即時撤廃)	無税		5.5%
15	ぶり(生鮮・冷蔵・冷凍)	無税 (即時撤廃)	無税		15%(冷凍フィレ)
16	ペプトン等	無税 (即時撤廃)	無税		3.40%
17	うどん・そうめん・そば	無税 (即時撤廃)	無税 (HSコードによっては関税割当)		7.7+21.1又は24.6/ 100kg
18	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥)	段階的に8年目に撤廃	無税		8%(冷凍)
19	配合調製飼料	即時撤廃又は段階的に 8年目に撤廃	無税		0~12% 23~948€/1000kg
20	果汁	無税 (即時撤廃 *)	無税 (HSコードによっては関税割当)		品目ごとに細分化

注:順位は2018年の輸出金額による。

*:ぶどう果汁は参入価格制度対象

農林水産物 2018年輸入実績上位20品目について想定される関税
(英国→日本)

順位	品目	(現行) 日EU・EPA関税	日本WTO関税
1	アルコール飲料	無税、即時撤廃～段階的に11年目に撤廃	無税、15%又は125円/1等
2	麦芽	TRQ(枠内:無税、枠外:TRQ、段階的に11年目に撤廃)	TRQ(枠内:無税、枠外:21.3円/kg)
3	馬(生きているもの)	競走馬:段階的に16年目に撤廃+セーフガード その他:即時撤廃	340万円/頭 無税
4	コーヒー(炒ったもの)	即時撤廃	12%
5	ペットフード	即時撤廃	36円/kg
6	さば・さんま・あじ・いわし(生鮮・冷蔵・冷凍)	即時撤廃 ～段階的に16年目に撤廃	3.5～10%
7	さけ・ます(生鮮・冷蔵・冷凍)	即時撤廃 ～段階的に11年目に撤廃	3.5%
8	植物性精油	即時撤廃、段階的に6年目に撤廃	無税～9%
9	クッキー・ビスケット・クッキー	段階的に6、11年目に撤廃	13～20.4%
10	雑豆	即時撤廃、TRQ(枠内:即時撤廃、段階的に11年目に撤廃、枠外:MFN税率)	8.5%、TRQ(枠内:10%、枠外、345円/kg)

順位	品目	(現行) 日EU・EPA関税	日本WTO関税
11	紅茶	即時撤廃、段階的に6年目に撤廃	3%~12%
12	冷凍野菜	即時撤廃 ~段階的に11年目に撤廃	無税~23.8%
13	ナチュラルチーズ	TRQ、段階的に16年目に撤廃	22.4~29.8%
14	酵母(活性のもの)	即時撤廃	10.5%
15	豚肉	従量税:10年目50円/kg、従価税:10年目撤廃	従量税:482円/kg、従価税:4.3%
16	マーガリン等	即時撤廃、 段階的に6年目に撤廃	2.9~29.8%
17	えび(活・生鮮・冷蔵・冷凍)	即時撤廃	1~2%
18	チョコレート菓子	段階的に11年目に撤廃	10%
19	羊毛(カード・コム除く)	現行無税	無税
20	砂糖菓子	無税、段階的に11年目に撤廃	無税、24~25%

注:順位は2018年の輸入金額による。